

(様式第1号)

平成25年度第1回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日 時	平成26年3月28日(金) 10:00~12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員長 三輪 康一 委 員 高野 佳子, 前田 由利, 村上 恵美子, 渋谷 準, 福井 美奈子 事務局 岡本副市長, 宮崎技監, 林都市環境部参事, 東都市計画課課長 辻都市計画課係長, 脇都市計画課課員
事 務 局	都市環境部都市計画課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 副市長挨拶
- (3) 委員の紹介
- (4) 事務局の紹介
- (5) 会議の成立報告
- (6) 会長選出
- (7) 会長の職務代理者の指名
- (8) 議 事
 - ①署名委員の指名
 - ②議 題
(報告事項)
 - ア 景観行政団体への移行について
 - イ 都市景観条例の改正について
 - ウ 来年度以降の景観施策について
 - エ 景観地区における認定状況について
 - オ 平成23年度から平成25年度における芦屋市都市景観アドバイザー会議の開催状況について
- (9) その他
- (10) 閉 会

2 提出資料

- (1) 芦屋市都市景観審議会説明資料
- (2) 当日配布資料

3 審議経過

○事務局(東) おはようございます。定刻に至っておりませんが、本日まで出席を予定いただいております委員の方がお揃いになりましたので、ただいまから、芦屋市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます。都市計画課の東と申します。よろしくお願いたします。

まず、最初に審議会の開催に当たりまして、岡本副市長からご挨拶をさせていただきます。

きます。よろしく願いいたします。

- 岡本副市长 おはようございます。いつもお世話になっております。年度末の大変お忙しい中審議会にご出席いただきましてありがとうございます。前回審議会を開催させていただきましてのが23年の12月でございまして、その時には芦屋川の特別景観地区について協議いただきました。今の委員の任期が24年の11月から始まっておりまして、実質的に今日が新しい委員さんの任期の最初の審議会となっております。どうぞよろしく願いいたします。

本市では、景観法に定める、景観行政団体への移行について、今まで兵庫県といろいろ協議を重ねてまいりまして、このたびようやく同意をいただきまして26年の4月から景観行政団体へと移行することになっています。そういうこともございまして、この3月議会には、都市景観条例の改正を行いまして、これから景観計画の策定でありますとか、芦屋市独自の屋外広告物条例の制定なんかにも取り組んでまいります。そういうことで、条例改正の内容とか、今後のスケジュール等につきまして、ご協議いただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。また今後、いろいろとご指導いただくことになろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

- 事務局（東） どうもありがとうございます。続きまして、会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。副市長のあいさつにもありましたが、今回の任期で最初の景観審議会となっておりますので、いろいろ決めることがございます。それでは、委員の紹介をさせていただきたいと思っております。委員の任期が平成24年の10月末日をもちまして満了することに伴いまして、学識経験者の委員の方について継続でお願いしましたところ、快くお引き受けいただいておりますので、前回に引き続きまして同じ方で新たな方というのは、学識経験者についてはいらっしやらないということになります。それから、新委員といたしましては、市民委員として渋谷委員になっていただいております。また、市議会からの委員といたしまして、福井委員にお願いすることになりました。

また、事務局の方も異動等がございまして、以前会議を行いました平成23年度より担当係長と担当がそれぞれ変わっておりますが、後ほどご紹介させていただきます。それでは、今回がこのメンバーでの初めての顔合わせとなりますので、恐れ入りますが、高野委員から自己紹介をお願いいたします。

- 高野委員 高野佳子と申します。芦屋にありますソフィックス研究所というところに勤めておりまして、自然の色彩の研究をしております。何回かこちらの方にも寄せていただいておりますけれども、なかなか、協力させていただいているかどうか疑問ですけれども、これから何かこちらの方で力になれることがあればと思い参加させていただいております。
- 前田委員 前田由利と申します。神戸市東灘区で設計事務所をさせていただいております。芦屋市さんの方では、景観アドバイザーもさせていただいております。よろしく願いします。
- 三輪委員 神戸大学の工学研究科建築学専攻をしております三輪と申します。どうぞよろしく願いします。まちづくりとか、建築の景観をやらせていただいております。どうぞよろしく願いします。
- 村上委員 村上と申します。そろそろ世代交代でチェンジしていただいてもいいんじゃないかという気もするんですが、素人感覚で参加させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

- 渋谷委員 おはようございます。渋谷準と申します。今回初めてこの会議に出席することになりました。私も芦屋に住みまして15～6年になりますが、自分のことできないことがあると思いますが、最善をつくして全うしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 福井委員 おはようございます。芦屋市議会委員の福井美奈子と申します。まだ一期生の議員で、走り続けておりますけれども、25年度は建設公営企業の委員長を務めさせていただきましたので参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（東） ありがとうございます。以上で委員の皆様のご紹介は終わらせていただきます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。私、司会進行を務めさせていただきます事務局の都市計画課の東と申します。それでは、岡本副市長から順番にお願いします。
- 岡本副市長 副市長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮崎技監 技監の宮崎です。よろしくお願いいたします。
- 林参事 都市建設部参事の林でございます。よろしくお願いいたします。
- 辻係長 都市計画課係長の辻と申します。よろしくお願いいたします。
- 脇 都市計画課の脇です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（東） 以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、会議の公開についての取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。一定条件とは、同条例第19条の第1号では、非公開が含まれている事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催する時。第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されています。本日の議題につきましては、特に非公開とすることはございませんので、公開することで、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

- 事務局（東） そうしましたら、公開ということにさせていただきます。
次に、会議の成立報告につきまして、委員10名中6名の方にご出席いただいておりますので会議は成立いたしております。
次に、「5 会長選出」に移らせていただきます。お手元の資料の芦屋市都市景観審議会規則の第3条1項に「審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。」と規定をしております。まことに勝手なお話ではございますけれども、特にご異議がございませんようでありましたら、事務局といたしましては、前回の任期の間の会長を務めていただきました三輪委員に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

- それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。
それでは、会長の三輪委員から一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。
- 三輪会長 芦屋市都市景観審議会の会長をということで、引き続きとなりました、三輪でございます。皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。芦屋市は景観の行政について長い歴史をおもちでありまして、このたび景観法による景観行政団体になるということで新たな段階を迎えられるということになり

ます。これまでも、景観法による景観地区の仕組みを活用されますが、また、これから法によるメニューを活用していただこうと思います。本日は法に伴う景観の条例の改正等のお話を、報告をとということで伺っておりますので、それを踏まえながら審議会として、今後について一緒に考えてまいりたいと思います。

それでは、審議を進めてまいりたいと思いますが、最初にですね、会議次第の7番目ですが、「会長の職務代理者の指名」ということで、職務代理者につきましては、審議会の規則第3条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」と書いてありますので、従いまして私から、職務代理者を指名させていただきたいと思いますが、今までそうだったんですが、小林委員さんに職務代理者を指名させていただきたいと思いますが、小林委員さんは本日ご都合が悪くご欠席されておりますが、勝手に決めると怒られてしまうかもしれませんが、事前に了解をとっておりますので、よろしいでしょうか。職務代理者には小林委員さんになっていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、本日の会議録の署名委員の指名ですが、村上委員さんと前田委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いよいよ本題でございますが、議事でございますが、次第をみていただきますと、今回は報告事項について、事務局からご説明いただきまして、委員の皆さんの質問等に答えていただきたいと思いますが、報告事項は次第のアからオまで5つの項目がありますので、先ほど景観行政団体への移行ということでお話がありましたが、アとイが関連があるかと思っておりますので、まず、アとイについて説明いただきまして、その後、委員の方に内容について質問させていただきたいと思いますが、それではご説明をお願いします。

○事務局（辻） 説明に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料として、会議次第と本日の出席者名簿、芦屋市都市景観審議会規則をまとめたものと、右上に資料1から資料5と記載した5種類の資料、加えて本日配布致しました A4・2枚のもの A4・3枚もの資料でございます。過不足はございませんでしょうか。

それでは、会議次第にございます報告事項の「ア 景観行政団体への移行について」よりご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

芦屋市においては、景観法に基づく景観行政団体となるべく、かねてより兵庫県と下協議を続けてまいりました。景観行政団体になれば、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、屋外広告物条例の策定など、市内における景観の向上に必要な施策を推進することが可能となります。

このたび、県との協議が整い、資料にございますように平成25年12月17日付で景観行政団体への移行について異存ない旨の回答を頂きました。このため、資料の裏にございますように、平成26年2月17日付で告示を行い、平成26年4月1日付で景観行政団体へ移行することとなりましたので、報告致します。

今後の具体的な動きについては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、報告事項の「イ 都市景観条例の改正について」ご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました景観行政団体への移行に伴い、関係条文の整理を行うとともに、既存の景観アドバイザー会議の位置づけを明確にすることを目的として、今回の3月議会にて都市景観条例の改正議案を提出し議決いただきました。

資料2をご覧ください。

2改正の内容について、まず（1）景観アドバイザーの設置及び（3）大規模建築物の景観協議についてご説明いたします。

現在、市内において大規模建築物の計画があった場合、景観に関する有識者によって構成される景観アドバイザー会議を開催し、専門的見地から意見を聴くことにしております。

この景観アドバイザー会議は、本審議会の部会として位置づけされていますが、会議の性質上、本審議会よりも頻繁に開催されているため、本会と部会としての関係性が不適切であり、その位置づけを改めるよう指摘をいただいております。

そういった状況を受けて、今回の改正で、景観アドバイザー会議を新たに地方自治法第174条に基づく専門委員として位置づけ、名称も「景観アドバイザー」に改正するものでございます。

資料の19ページに専門委員の解説を記載しておりますが、この専門委員とは、個人そのものが有する専門の学識経験をもって調査研究した結果を、市長が権限をもつ事務の執行において資するために設置するものであることから、景観アドバイザーの設置目的に合致するものと考えております。

なお、これまでの景観行政において、景観アドバイザーが果たしてきた役割や業務の内容につきましても、今後も変わることなく、位置づけのみを改正するものでございます。

資料の1ページに戻りまして、（2）景観計画の策定でございますが、景観行政団体は、良好な景観の形成に資するため、区域や方針、建築物の形態意匠に係る制限などを定める景観計画を策定することができます。

本市ではすでに市内全域を景観地区に定め、景観計画より強い強制力をもって景観に係る規制指導を行っておりますので、そういう面では新たに景観計画を策定する必要性はそれほど高いものではありませんが、景観計画は、自治体における景観行政のありかたを示すものであることから、本市におきましても計画の策定に向けて取り組んでいくこととしております。

今回の条例改正では、アとしまして景観計画の策定又は変更においては本審議会への意見を聴く手続を付加し、イでは景観計画の策定又は変更に係る住民提案に対しても本審議会の意見を聴かなければならないことを定めるものでございます。

ウでは、景観計画区域内において、（ア）から（ウ）にありますように本市において、景観への影響が少ないと考えられる行為については適用除外とし、申請者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

次に（4）及び次ページの（5）についてですが、景観計画を定めた場合、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することが可能となります。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、良好な景観の形成に重要な要素を有したもので、景観法に基づいて指定することにより、その現状変更等について規制することができます。

今回の条例改正では、これらの指定における手続や管理のための基準について定めるものでございます。

条例改正において、新たに定める主な内容は以上です。

資料の3ページから6ページには参考としまして、関連する法文を掲載しております。

資料の7ページからは条例改正における新旧対照表を掲載しております。

資料の12ページをご覧ください。先ほどご説明した改正に伴い、一部現行条文の

削除を行っております。

表の右側・中ほどですが、現行の条例では、先ほどご説明致しました景観重要建築物と類似した「景観重要建築物等」というものがすでに定義されていますが、内容もほぼ同一であり、並列した場合に混乱を招く可能性があるため、今回の改正により既存の内容を削除し、景観重要建築物及び景観重要樹木に改正するものでございます。

次に、資料15ページをご覧ください。

現行条例では、景観市民団体と景観市民協定について定義をしております。

「景観市民団体」については、地域の景観に係るまちづくりを推進するための規定ですが、景観行政団体になれば、「景観整備機構」や「景観協議会」など、一定の範囲内において住民主体で景観を推進することができる制度が活用できることから、このたびの改正でこの規定を削除するものでございます。

また、「景観市民協定」につきましては、先に述べました「景観重要建築物」や「景観市民団体」と同様に、景観法に基づき「景観協定」を締結することが可能であることから条例から削除するものでございます。

続いて資料20ページをご覧ください。

都市景観条例の改正に伴い、本審議会規則についても一部改正を行っておりますので、新旧対照表よりご説明申し上げます。

まず、現行規則にございます第2条の所掌事務の記載を削除しております。これは、現行の第7条にございますように、アドバイザー会議が担当する事務を明確にするため、設けておりましたが、今回の都市景観条例の改正により、条例本文において本審議会及び景観アドバイザーが所掌する事務を明確にしており、細かな表記が不要となりましたので削除致しました。

さらに、第7条につきましても、アドバイザー会議の部会としての位置づけがなくなりましたので、削除しております。

その他の改正については、文言を一部整理しているだけで、内容の変更は行っておりません。

報告事項のアとイにつきましては以上となります。

- 三輪会長 はい。ありがとうございました。景観法に基づく景観行政団体に移行する、それに伴って、景観条例、市が独自条例として定めたものでしたが、景観法の委任条例の性格を付加するといえますか、調整を図るために条例の改正を行うと。それともう一つはアドバイザーについての位置づけについて、新たな方向で考えるということで改正されるということでもあります。この改正につきましては議会のほうで審議されるということです。いかがでしょうか、皆様ご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

景観法自体がややこしいと言えはややこしいのですが、言葉が景観重要建築物、法に基づく、景観重要建築物という、従来からある景観重要建築物とちょっと違いますが。市の方の独自条例で使われていたものと新たに景観法による命名、当然、両者の位置づけは違わないんですが、整理されたということで。ややこしいのですが。

- 事務局（東） 説明させていただきますと、今は、条例に基づく景観重要建築物については、市が景観上重要なものとして指定することによって、所有者の方に協力を求めるとともに条例に基づく補修をするというか、維持をすることについての御協力を仰ぐ分、ある一定の負担を行政も負う必要があるのではないかというのが一般的な考え方だと思うのですが、私どもの市では都市景観条例そのものが震災以降の条例になっておりますので、震災での財政的な負担が多くなっている中で、そう

いった景観を守るための新たな建物の助成がなかなか難しいのが現状であります。他市におきましても、震災以前から施行している部分についても財政的に厳しくなっている中で運用そのものが難しいというようなことも聞いている中で、なかなか補助をしようというのが新たにやりにくい。ただ、景観法に基づく景観重要建造物に指定いたしますと、もう少し話が大きくなりまして、伝建地区のような建物についての相続税的となる部分について一定の配慮がされることができるというようなことでもあります。条例ではできなかったことが、法の中でより大きな対応ができるようなことにもなる。ただ所有者にとってなかなか思うように活用できない、あるいは処分できないということになりますので、芦屋市における景観重要建造物についてはなかなか難しい部分がございますけれども、法律ができて法で定義があることによってより大きな景観上の取り扱いができるということになったのは事実でございます。景観行政団体になって以降、より景観への取り組みが幅広くなったということでございます。概要的な補足説明としては以上でございます。

- 三輪会長 よろしいでしょうか。私の方からもこれまでの経緯についてお話しさせていただこうかと思っております。景観行政団体になりますと、今おっしゃっていただいたようないろんなメニューが使えるということですが、芦屋市が景観法の中の景観地区という地区に、行政団体にならなくても都市計画法による仕組みとして使えるということ、景観行政団体になる前に景観地区という仕組みで全市にかけているわけなんです。先行してということなんです。このたび、景観行政団体になるということ、新たに景観計画を策定することができるということ、その辺のところ資料にあるように改正されるということです。普通の順序とは少し違いますね。
- 事務局（東） もう一つのアドバイザー会議の件について、新任の委員のかたもいらっしゃいますので。元々、アドバイザー会議の先生方への報酬の位置づけを要綱という形で明記させていただいていたのですが、議会の方から、要綱での委員の報酬ということであれば、議会のチェックが及ばないということで指摘がございまして、条例上で位置づけするべきだという指摘のもとに、現在ある都市景観条例の中での位置づけで何とか対応できるのではないかとということで、大きな景観上の制度については審議会で、具体的な景観行政の運営という形ではアドバイザー会議でやる。制度は審議会、運用はアドバイザー会議でという、車の両輪で芦屋市の景観行政を動かしている。そういう二つの関係を明確にするということにおいては景観審議会の部会として、アドバイザー会議を位置づけることが芦屋市の景観行政の一体化ということでも明確に位置づけられるのではないかと、ということで部会ということで位置づけさせていただいたのですが、先ほど説明させていただいたように、極端なことで言わせてもらいますと、今回初めてということもありまして、審議会の開催回数と、アドバイザー会議の開催回数が全然違うということで、一体的に運用しているということが言えないのではないかと。部会というものが審議会とは離れて、独立した運用をされているのではないかとというような指摘がございました。これは回数の問題等もございまして、毎年、毎回そういうことになるということではないのですが、たまたま、そういう形になったということもありまして、今回独自にアドバイザー会議が開催されるということにおいても、そういった条例上の不都合がないような形を、他市で行われていること等を参考にしながら考えますと、専門委員というところになるのではないかなと。合わせて言うなら附属機関ということに当然、審議会はなるのですけれども、部会ということになりますと、当然、

部会も附属機関に属するということになります。附属機関といいますと、皆で物事を決めるという行為を普通するものでございまして、当然委員の方の過半数の出席をもって何か物事を決めるということになりますので、アドバイザー会議とは物事を決める会議ではございません。施主さんと設計者の両方に御参加をいただいて、よりいいものにしていただくための協議をしながら要請するというところで、何かを決めるということではございません。ということを含めると附属機関というのどのようなかなというところもございました。では、もともとなぜ部会にしたのかというところがありますが、芦屋市の景観行政とすれば、大きな柱として審議会があり、具体的な要請機関としてはアドバイザー会議があるという二本柱でございまして、それを明確にするために部会というようなことをさせていただいておったということでもございますけれども。若干不都合があるということでもございますので、今回専門委員という形で、位置づけを直させていただきました。実際のところは何も変わっておりません。以前から審議会の方に部会報告のような形でアドバイザー会議の報告を行ってまいりましたが、今後も変わらず報告をさせていただくことにしております。今日も報告を一部させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○三輪会長 よろしいでしょうか。アとイの報告を受けたということで、引き続き、ウ以降の説明をお願いいたします。

○事務局（辻） 続きまして、報告事項の「ウ 来年度以降の景観施策について」ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

今後の展開を予定しております景観施策のうち、主だったものをバーチャートのスケジュールで表記しております。

まず、景観条例に基づく施策と致しまして、都市景観条例の改正につきましては、先ほどご説明しましたとおり、今年の3月議会にて議決を頂き、4月1日からの施行を予定しております。また、他の景観施策の展開により、平成28年度に再度の改正が必要になるものと想定しております。

次に、景観形成基本計画の改定でございまして、現在の基本計画は都市景観条例に基づき、平成8年に策定されております。大きな方針は変わっておりませんが、策定時よりかなりの年数が経過しておりますので、全体像は継承しつつ、時点修正を行います。

次に、景観行政団体による景観施策と致しまして、景観計画の策定でございまして、景観計画につきましては、景観行政団体になることが決まる前から、少しずつ検討を進めてまいりました。6月頃までに原案を完成させ、7月に本審議会でご説明させていただいたのち、パブリックコメントの実施等により市民意見を募集する予定です。頂いた意見を基に一部原案を見直し、本審議会と都市計画審議会へのご説明を行い、大きな問題がなければ1月頃の決定告示の後、平成27年4月1日より施行します。

次に景観重要公共施設でございまして、景観計画の中で、道路、公園、河川などの公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものを「景観重要公共施設」として定めることができます。現時点では、芦屋の景観にとって特別な存在であります芦屋川について、景観重要公共施設として定めるべく、各方面と下協議を進めております。

次に屋外広告物条例の制定でございまして、4月より市内の主立った場所において、屋外広告物の調査を行います。併せて、有識者、市民、業者等で構成される策定委員会の立ち上げを予定しており、規制内容の検討を行います。それらを基に、条例の原

案を作成し、兵庫県と協議を進めながら、本審議会への説明やパブリックコメントを実施し、議会で承認いただいたのち、平成27年10月ごろ制定、平成28年4月の施行を予定しております。

景観協定、景観重要建造物及び景観重要樹木につきましては、他の施策を展開する中で、必要に応じて、適切な時期に指定及び認定を検討してまいります。

最後に、南芦屋浜特別景観地区の指定でございます。現在都市景観条例に基づく景観形成地区として指定しております南芦屋浜地区について、将来的には景観法に基づく景観地区として、芦屋川沿岸地域と同様に特別景観地区に指定することを検討しております。具体的な規制内容が変わらないとしても、法に基づき強制力を伴った規制となるため、芦屋川特別景観地区と同じく、各方面において協議・説明を重ねながら、慎重に進めてまいります。

続きまして、報告事項の「エ 景観地区における認定状況について」ご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。前回の本審議会開催日であります平成23年12月21日より平成26年2月28日までの間における、芦屋景観地区及び芦屋川特別景観地区内での建築物及び認定工作物の件数について、年度ごとに記載しております。大体、年間3～400件程度の件数で推移しております。細かな数字については、資料をご覧くださいようお願い申し上げます。

最後に、報告事項の「オ 平成23年度から平成25年度におけるの芦屋市都市景観アドバイザー会議の開催状況について」ご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。前回の本審議会開催日であります平成23年12月21日より平成26年2月28日までの間における、景観アドバイザー会議の開催状況について、開催日、出席者、案件について表形式で記載しております。

また、これらの案件のうち主だったものについて、竣工写真で報告させていただきます。前方のスライドをご覧ください。

本日お配りしております、お手元の資料、芦屋市全体の地図が3枚に分かれて載せられているものにアドバイザー会議において行われたものを番号順でポイントで落としております。

まず、竣工しているものについて上から順番にご説明させていただきます。

まず、一番上平成24年1月16日にアドバイザー会議を開催いたしました大榎町10番2の共同住宅でございます。場所としましては、お手元の資料2枚目の真ん中あたり、大榎町の2号線より少し南側に位置する5階建ての共同住宅でございます。少し全体的な並びから言いますと大きいものですので、前に緑などを植えるようお願いしまして、少し、全体の景観からは良いものになっているかと思われま

す。続きまして、第8回、平成24年3月12日、朝日ヶ丘町581番1の老人福祉施設です。こちらの方は地図の1枚目、朝日ヶ丘町の23-14というところでポイントがおりている部分でございます。こちらの方が、南側、広い道路側から移した写真です。全体で5階建ての老人福祉施設、いろんな用途が入っております。グループホームですか、特別養護老人ホームであるとか、複合型の老人福祉施設となっております。色は落ち着いた色で、緑を多用していただいたものでございます。

続きまして第9回平成24年3月30日に実施しております、茶屋之町64番2における店舗付共同住宅でございます。場所としましては資料の2枚目真ん中あたり23-16というところでポイントを落としております。鳴尾御影線沿いの物件でございます。角地に立つ非常に目立った場所でございますが、足元に緑を多用していただ

き、1階の部分にも割とオープンの、美容室が入っております。きれいにつくっていただきまして、アドバイザー会議、及び認定審査会でも評判の高かった物件でございます。

続きまして、朝日ヶ丘町178番1の病院でございます。平成24年5月21日にアドバイザー会議を行っております。朝日ヶ丘町でございます市立の芦屋病院。こちらの方もアドバイザー会議でいろいろ意見をいただいたうえで認定という形にしております。

続きまして、月若町50番地における戸建ての住宅でございます。非常に大きい物件ですが、資料の2枚目でございます、月若町にあります、山手幹線と芦屋川の交差点部分に位置しております、4階建ての戸建て住宅でございます。緑は少なく、元々もっと少なく、アドバイザー会議からかなり意見を言っていただいて、できるだけ植えていただいて、こちらについては少ないですが、建物の横側にはわりと植わっているようなものになります。少しわかりにくいですが、こちら川の上から見た写真ですが、建物の川沿いの部分には緑を多く植えていただいております。こちらは遠くから見た写真です。

続きまして、業平町28番1、同日に協議した戸建て住宅でございます。こちらの方は、用途地域としまして近隣商業地域、割と大きなものが建てられる地域に建っております戸建て住宅だったものですから、かなり大きなものになっております。わかりにくいのですが、建築物の南側の通りを東側から移した写真でございます。建物の一階部分に緑を多く植えていただいております。元々ここはほぼ壁でして、南側の道路における圧迫感をアドバイザー会議及び認定審査会の中でかなり議論いただきまして、うちの方からも強力な指導をいたしまして、少し1階部分の壁をセットバックしていただいたうえで緑を多めに植えていただいた物件でございます。これにより南側の道路の潤いがある程度確保できたのではと考えております。

続きまして、第3回に行いました、陽光町5番8における福祉施設でございます。場所と言いますと、資料の3枚目南芦屋浜の陽光町に位置しております、24-5というところがポイントされているところでございます。南側の道路が非常に広く、元々敷地東側に同じような老人福祉施設が建っております、設計者が基本的に同じなものですから、少し色を変えてほぼ同じ形状で造ることにより全体の景観を統一する狙いとなっております。やはり、緑が元々、できたばかりの町ということもありまして、少ないものですから、できるだけ足元に緑を植えていただいて、単一の景観となることを避けております。

続きまして、平田町62番の4の共同住宅でございます。第4回のアドバイザー会議で行っております物件でございます。場所と言いますと資料の2枚目左下あたり平田町の川沿いを少し入ったところの共同住宅でございます。ちょっと逆光で分かりにくいですが、一番右側の緑の部分にかたまって緑を配置いただきまして、割とオープンな外構なんです、エントランスの部分の潤いのある空間としていただいております。元々ここについては、緑の多い低層住宅地でございますので、そちらの方と調和した景観ということで、建物の色も落ち着いたものとしております。

続きまして、公光町4番7の共同住宅でございます。同じ日に開催しております。芦屋川より少し入ったところに位置しております。特別景観地区には指定しておりませんが、その辺を少し、特別景観地区に隣接した地区ということで、特に、この道路の西側が川になりますので、こちらは県道の奥山精道線です。こちらの方は元々、緑の少ない空間になっておりますので建物を少しセットバックいただいてそちらの部

分に緑を多く植えていただいております。建物自体はタイル調の落ち着いた色で形成されております。こちらが奥山精道線沿いの全体の景観でございます。もともと、南側に割と大きな建物が建っておりますことからそんなには違和感のない通り景観となっております。

続きまして、涼風町221番1の共同住宅。平成24年第6回に行ったアドバイザー一会議の案件です。ごく最近完成いたしました物件でございます。場所的に言いますと資料の3ページ涼風町の24-10というところがポイントされております。南芦屋浜地区の一番端に計画されている5階建ての共同住宅でございます。こちら、3棟に分棟されておまして、全体のつながる圧迫感、1棟で発生する圧迫感というものを回避するようにしております。ちなみに、真ん中の屋上部分につきましては、津波避難の避難所となっております。こちらが向かい側、マリーナの向かい側からとった写真でございます。建物としては、周辺がすべて戸建て住宅でございますので、少し目立った形状となっておりますが、全体的な規模からいうと5階建てに抑えておりますので、そんなに目立った景観とはなっておりません。

続きまして、公衆浴場、同じ第6回に開催いたしました案件でございます。こちらの方もごく最近完成いたしております。場所的には3枚目の24-12がポイントされているところでございます。水春という名前のいわゆるスーパー銭湯の用途となっております。建物としましては、全体で3階くらいの規模なんですけど、高さは高い、規模の大きいものとなっております。色的には、比較的抑えた、周囲の景観に調和した内容となっております。

続きまして、事務所でございます。大榎町2番27に位置しております。少しわかりにくいですが、こちらが北側の道路沿いの事務所でございます。奥まった場所にあります。周辺にも規模の大きいビルに囲まれた事務所ビルとなっておりますので、そんなには周辺に影響を及ぼす建物とはなっておりません。しかしながら、前面にはルーバー等、エントランスの作り方、植栽の配置等アドバイザー一会議で議論いただきまして、指示指導を強くいただきまして、当初の計画よりはかなりいいものになったかと思われま。

以上です。

それ以外の建物については現時点でまだ竣工しておりませんので、別の機会にご報告させていただきます。

報告事項のウからオについては以上になります。

- 三輪会長 はい。ありがとうございました。景観法による改正であるとか、景観計画の策定が可能になったということで来年度以降の、資料3のようにご説明いただいたように盛りだくさんになっております。何かご質問等ございますでしょうか。
- 渋谷委員 すいません。24-10なんですけど、地図の3枚目の、3棟続けて共同住宅のところで、津波避難が真ん中の棟の屋上となっていたんですが、1、2、3棟全部避難所とした方がいいと思うのですが、なぜ3棟のうち真ん中だけ避難所とされているんでしょうか。
- 事務局（東） 南芦屋浜全体で言いますと、瀬戸内海を介してございますので、基本的に津波がくるまで1時間以上と、注意喚起の時間もあるので、南芦屋浜自体がより安全なところになってくるということもあるんですけど、いろんな方がお住まいですので、お子さんであるとかご老人であるとか、ということを含めると、より安心安全なということの位置づけからこのマンションについてはそういったもの

の協力をいただけないかというところで、部分的に、全部をやる必要があるのかどうかという部分もありますので、真ん中の部分だけ、管理的な部分もございますので、そういうところでご協力いただいたということです。3棟ともやる必要があるのかというところで、真ん中だけということになっております。

○渋谷委員 真ん中だけと知っている人はいいんですけど、知らない人が違う棟に行くと上がれないと、逃げられないということになりますよね。

○事務局（東） 当然、避難するということですから、南芦屋浜以外の方がわざわざ南芦屋浜へ来ることはありませんし、この周辺の方が利用するということになりますし、マンションと関係ない人が直接入れるような構造になっておりますので、実質使われる場合は訓練等もございますでしょうから、明確になると思われま。

○渋谷委員 はい。わかりました。

○三輪会長 他にございますか。

○福井委員 資料3の今後の景観施策実施のスケジュール予定のところでお尋ねしたいと思います。市民意見というのがそれぞれに募集期間を設けて記載があるんですけども、これは、募集の方法は今までと変わらずの方法で実施されるのでしょうか。

○事務局（東） そういうことであります。公の行為でございますので、広報であるとかホームページであるとかでお知らせさせていただきます。

○福井委員 市民意見ということに関してですが、毎回応募される方の人数が大変少ないというのが委員会でもあげられておまして、議会の方でも度々あげられることなんですけど。特に今回の景観法における施策が可能になるといった点では、市民の方のご期待というか関心というのが大変高いなとこの頃感じております。広報芦屋の3月1日号一面に出てからなんですけれども、市民の方から直接、どのように変わるのかといった期待の声、私のメールに届いたりしておまして、すごく注目されているんだと感じております。毎回、こういったパブリックコメントとって結果を見ると数名の方しか挙げられていない状況で、これだけの市民の方目を向けられているのであれば何らかの方法で、見てらっしゃる方はわかるかと思うんですが、やり方に工夫が必要になってくるのかなと思っております。どういった方法がいいのか、具体的な方法は今のところ分からないのですが、無作為にお手紙といひますか、アンケート的なものを送られるとかそういったことになるのか、そういったことになるいろいろな経費が掛かりますし、いろいろな問題も生じてくるのかと思ひますけれども、こういった市民の方の期待とかある部分に関しては多くの人からの声が吸い上げられればいいと思ひますので、これは、一つ要望として申し上げさせていただきます。何かありましたらお願いします。

○事務局（東） 当然まだ計画をお披露目する段階ではございませので、先ほど説明させていただいたように、全市景観地区となっている芦屋ですので、景観計画で内容を具体的にということでもありますけれども、今考えておりますのは直接関係するということであれば、景観に大きく影響する幹線道路の緑化、当然街路樹もそうですが、それに面する住宅なり事務所なりの方についても、芦屋川特別景観地区と同じように、一定の緑化の協力を仰ぎたいということでございますので、当該の地域にお住まいの方につきましては、自治会を中心に説明に上がって御協力を仰ぐということでない、単に市全体のパブリックコメントということでは足りない部分もございますので、そのように対応したいと思っております。

○福井委員 よろしくお願ひいたします。以上です。

○三輪委員 福井委員の今の意見は大事なことです、できるだけ対応いただきますようよろしくお願いいたします。

市民モニターみたいな仕組みはあるんでしょうか。

○事務局（東） あるのはあるんですけど、こういった場合にはあまりないですね。

○三輪委員 当然、制限につながるような直接制限がかかる方々には直接ご説明、ご意見を頂戴する機会があると。市全体の場合については市民に意見を頂戴するといった仕組みでございます。

他に何かございますでしょうか。

あと、資料3の一番上が景観条例の改正ですが、この4月で施行ですよ。平成28年度にもまた、改正があるようですが。これは南芦屋浜の特別景観地区に絡んだものですか。

○事務局（東） そうですね。

○三輪会長 景観計画のほうはいじらなくていいんですかね。

○事務局（東） そうですね。今のところはいいかなと。

○三輪会長 この表の中で、黒丸のところは景観審議会がかかわるところということですね。

○事務局（東） そうです。

○三輪会長 7月とか10月ぐらいにまた、ご審議いただくということでございます。

屋外広告物についても、従来、県の条例のもとで事務委任されていたんですが、景観行政団体になりますと、屋外広告物条例を決めるということで、芦屋市としての市の条例、独自の屋外広告物条例をできるということになりますので、そのご検討もスケジュールに入ってくるということですね。こちらについては平成28年度の施行ということですね。

よろしいでしょうか。

今後いろいろ、委員の皆様にはご意見頂戴する機会が多くなると思われませんが、審議をいただきますようお願いいたします。

「その他」としてございますでしょうか。

○事務局（東） その他の資料として、2種類あると思いますけれども、一つはホッチキス止めの2枚の物です。一つは平成25年度潮芦屋海洋町フリーゾーン事業提案競技の事業候補者決定についてということで、いろいろと協議を重ねておりましたので、コンペで事業者が決まったということで、本日参考資料としてご提示させていただきました。今後アドバイザー会議や認定審査会を経まして具体的な計画が始まるということですので、情報提供という形でご理解いただきたいと思います。

もう一枚、カラー刷り一枚の物ですけども、先ほどの市民の意見の反映ということも踏まえまして、せっかく、芦屋が景観行政団体に移行するということでございますので、芦屋が景観行政として、景観行政団体になる前からやってきたこと、なって以降どうなるのかということをお話できたらということで、震災20周年の記念事業ということもありまして、ルナ・ホールの方で開催させていただきたいと思っております。7月の12日、午後になりますけれども、もしお時間お許しいただけるのであれば、土曜日ですが、ご参加いただきまして、どういった観点から芦屋の景観行政が成されてどういった仕組みになっておるのかということも踏まえて、あるいは、話題に上るかどうかわかりませんが、全市景観地区になぜ指定したのか、不認定

になった物件はどこがダメだったのかとか、逡巡しなかったのかとか、そんなことも含めて、ひょっとしたら議論があったり質問があったりして、参加されている市民の皆さんとのやり取りも交えながら、今後また、市民の方に御協力をいただくこともあると思いますので、ご理解いただいたうえで、市民に参加していただいて芦屋の景観を良くしていこうということで開催させていただきたいと思います。このリーフレットは案ということで、若干内容が変わるかもしれませんが、本日参考資料として、ご参加願えたらと。かなり広い場所ですので、よろしく願いいたします。

それと、最後に、会長の方からスケジュールのお話があったかと思いますが、今後の予定としまして、7月のはじめ、景観形成基本計画及び景観計画についての事前説明ということで景観審を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。今期につきましては、できれば今言いました基本計画と景観計画については今期中で、できたらなど。少しタイトなスケジュールですので、若干の足踏みがあれば難しいことになるかもしれません。少なくとも、事前審については開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

- 三輪会長 「その他」ということで、お話がありました。潮芦屋海洋町フリーゾーンの事業提案競技の決定について。これはイメージパースを見せていただきますと、船のようなものですね。それから、景観フォーラム、7月12日ですか、よろしければご参加くださいということですね。
 - 事務局（東） こちら仮称ですので、もう少し詰めていかないとだめですので、内容は変わるかもしれませんが、コシノヒロコさんがお越しになるのは間違いありません。
 - 三輪会長 今回のお話では認定のお話があるかもと。
 - 事務局（東） それはわかりませんが。
 - 村上委員 何でもいいですか。質問。先ほどスライドに写っていた公衆浴場とはあれは芦屋温泉のことですか。
 - 事務局（東） 芦屋温泉ではないです。南芦屋浜にできた民間の施設です。スパとか。
 - 村上委員 芦屋市に公衆浴場があるのを知らなかったものですから。
 - 事務局（東） 公衆浴場という言い方が良くないかもしれないですね。いわゆるスーパー銭湯とかになるんです。
 - 岡本副市長 公衆浴場というのは別にあるんですよ。呉川町に。温泉の公衆浴場。その名前が芦屋温泉というんです。
 - 村上委員 公衆浴場というと昔の銭湯を思い起こしますけれども。
 - 岡本副市長 そうなんですよ。料金も銭湯並みです。
 - 林参事 水春はエステティックスパです。よくあるものです。
 - 村上委員 わかりました。
 - 三輪会長 それでは、最後に来年度といいますが4月からのことですがけれども、来年度は景観形成基本計画とそれに関連して、景観計画の策定、それに絡んで7月くらいに審議会があるということでございます。
- 全体を通じて何かございますか。
- 高野委員 フリーゾーンのこれは、30年に開業予定で今からはじまっているということですか。
 - 林参事 はい。ここに書いてますように、兵庫県企業庁が持っている所有地フリーゾーン全体の敷地の中で、こういったホテルが、事業者がきまったというこ

とです。工程としましては今年の夏ぐらいからボーリング調査から着手して、いろいろ調整もあると思いますが、最終的には平成30年の春の開設を目指すということなので、具体的な工事は今年の夏以降、調査から徐々に入っていくと聞いています。

○高野委員 それは、いろんなものが建つにあたって、いろんな審議をされるということですよ。

○林参事 はい。結構大きな施設なので。

○三輪会長 景観アドバイザー等の方でご検討いただけるということですね。

○事務局（東） はい。そういうことになります。

○三輪会長 前田委員さんまたよろしく願いいたします。

それでは、特にございませぬようでしたら、本日の審議はこれで終了としたいと思います。今後もまた、先生方よろしく願いいたします。